



「愛顔の子育て応援事業」で支援

同支援は、少子化が進む現在、2人以上出産を希望する人が、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることを目的に、紙おむつ券を交付しています。対象乳児の保護者は、子育て支援課で手続きしてください。



紙おむつ購入券を交付

市・県及び県内企業との官民協働により、第2子以降の出生時・転入時に紙おむつを約1年分購入できる応援券(愛顔っ子応援券)50,000円分(1,000円券×50枚綴り)を交付して、子育て世帯の経済的な負担軽減を行い、子育てを応援します。

申請	申請等窓口	今治市・西条市・新居浜市各子育て支援課
	必要なもの	対象乳児の母子健康手帳、保護者の本人確認ができるもの(運転免許証健康保険証など)※新居浜市のみ兄弟の健康保険証(第2子以降であることの確認のため)が必要
	期 限	対象乳児の1歳の誕生日前日まで
愛顔っ子応援券について	購 入対象製品	下記県内企業が生産した乳幼児用紙おむつ製品(50音順) 花王(株):メリーズ、大王製紙(株):グ〜ン、ユニ・チャーム(株):ムーニー、マミーポコ
	購入場所	各市内の登録店舗(ポスターが目印)市ホームページに掲載
	有効期限	交付した年度の翌年度末(令和3年度なら令和5年3月31日)
交付対象者	対象乳児を養育し申請先の市町に住民登録がある保護者 ※対象乳児:申請先の市町に住民登録があり、第2子以降の満1歳未満の子	

第2子以降の子どもが生まれた保護者の方へ



- 問合先
- 今治市/子育て支援課 TEL.0898-36-1529
 - 新居浜市/子育て支援課 TEL.0897-65-1242
 - 西条市/子育て支援課 TEL.0897-52-1370



子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うために、給付金が支給されます。

● 支給対象者

- 以下の①～③のいずれかに該当する方
 - ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
 - ②公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(令和元年の所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限ります)
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
- ★①は申請不要で受け取れます。(対象の方には振込済です)
②③は申請が必要です。



● 支給額 児童1人あたり一律 **5万円**

● 申請期限 令和4年2月28日(月)

- 詳しくは下記にお問い合わせください。
- 問合先 ■ 今治市/子育て支援課 TEL.0898-36-1529
 - 新居浜市/子育て支援課 TEL.0897-65-1242
 - 西条市/子育て支援課 TEL.0897-52-1370